

本日（1月12日）から直ちに

「オミクロン株感染拡大
特別警戒期間」

「特別警戒期間」の主な要請内容等①

①県民への要請

➤ 県外往来 (変更)

【法要請】(特措法第24条第9項)

- 県外との不要不急の出張・往来自粛

➤ 県内行動 (新規)

【法要請】(特措法第24条第9項)

- 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛

「特別警戒期間」の主な要請内容等②

②学校活動(県立学校)

- 身体接触を伴う活動等は、極力控える(変更)
- 校外交流は、県内・県外ともに、目的や必要性、訪問先等を勘案して厳選(変更)
※感染拡大地域との往来は特に注意
- 練習試合や合同練習は、県内・県外ともに行わない(変更)

③経済面の対応

- 県内宿泊旅行代金割引(新みきやん割)の新規販売停止(変更)
 - ・対象者:愛媛県民及び隣接県(香川県、徳島県、高知県、大分県)在住者
 - ・期 間:1/13～当面の間 (※広島県、山口県在住者は1/7～停止中)

「特別警戒期間」の主な要請内容等③

①県民への要請

➤ 会食注意(変更)

【協力依頼】⇒ 【法要請】(特措法第24条第9項)

○ 大人数、長時間を避けて(全県ルール)

(1テーブル4人まで、テーブル間隔は十分確保、移動なし)

松山市、今治市、宇和島市、新居浜市(追加)、西条市(追加)

◇認証店以外は、「4人以下で、概ね2時間以内」
※ワクチン2回接種者も含めて対象

◇認証店は、「全県ルール」を適用

※同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない

○ 県外往来や来県者と接触のある方は、参加は極力控えて

※参加する場合は、無料検査所も活用し、陰性を確認した上で参加

○発熱だけでなく、鼻水やのどの痛み、倦怠感や消化器症状

(下痢)など風邪症状のある方は、絶対に出席しない、させない

○ 認証店など、感染対策を徹底されたお店を利用(特に換気の確認)